

連載

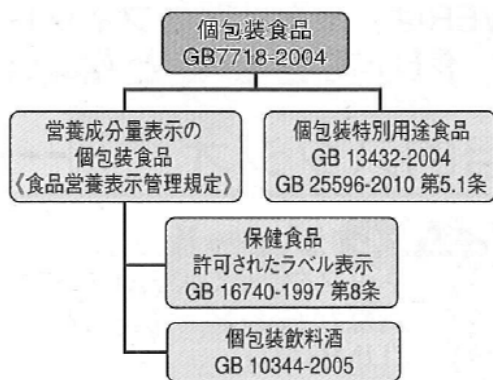
中国・健康食品ビジネスで成功するポイント

～市場の検証と参入への心得～ その7

上海潤東バイオテクジャパン(株) 代表取締役社長 陳建君

中国は2006年に輸入食品のラベル表示の審査制度を簡素化した。一般食品ラベルの事前審査制度を廃止し、輸入港での検疫検査と併せて、ラベル表示を審査することになった。食品の輸入手続きは簡素化されたが、港に到着した食品のラベル表示が不合格と判断されると、新たなコスト等の発生リスクも生じる。今回は中国の港で受けなければならない輸入食品のラベル表示等の適合性検査について紹介する。

適合性検査は書式審査と符合審査の二段階に分けて実施される。書式審査は国家標準または関連法規に基づき、中国語の表示ラベルの形式が規定に則っているか、強制表示項目がすべて網羅され、正しく表示されているかを確認する。遵守すべき適用標準は食品カテゴリーごとに異なり、下図のように、それぞれの適用標準に従って審査が実施される。



すべての個包装輸入食品のラベル表示は、まずGB7718-2004《個包装食品ラベル表示通則》に従う必要があり、強制表示内容が完全かつ正確でなければならない。個包装の特別用途食品 (Foods for special dietary uses) は、GB13432-2004《個包装特別用途食品ラベル表示通則》に則っ

てラベル表示を行う。乳幼児用特殊

医療用配合食品は、GB13432-2004以外に、GB25596-2010《乳幼児用特殊医療用配合



食品ラベル表示通則》第5.1条関連規定も遵守すること。保健食品は、保健食品登録許可書の許可表示の通り表示する以外に、GB16740-1997《保健(功能)食品通用基準》第8条関連規定も遵守すること。個包装飲料酒の場合は、GB10344-2005《個包装飲料酒ラベル表示通則》を遵守しなければならない。個包装食品(特殊用途食品を除く)は栄養成分を表示する場合、《食品栄養ラベル表示管理規範》に従って、ラベル表示を行う必要がある。

符合審査は配合成分の種類と配合量に関する検査で、通常、輸入港にて輸入食品への衛生学検査と同時に実施される。検査項目は、食品の特徴やラベル表示内容に応じてその都度決められるが、少なくとも2項目以上である。着色剤、甘味料、防腐剤等の食品添加物、そしてラベルの強調表示である「高カルシウム」、「低糖」、「低脂肪」、「無糖」、「防腐剤非含有」等特徴的な指標などについては重点的に検査される。また、特別用途食品に表示する栄養成分やエネルギー値に関しては測定等の検査も行われる。

一般食品については、ラベル表示と使用原材料は全て中国の関連規定を遵守しなければ中国市場に参入できないので、輸出の際、必ず中国関連法規に則って、事前確認することを勧める。

中国における輸入食品の適合性検査